

# いずみ園(生活介護事業)



かしら  
**柏うぉ〜か〜**  
あいネットが気になる街の事業所にお邪魔します。

逆井駅（東武野田線）から歩いて 25分ぐらいのところに社会福祉法人緑の会 いずみ園（生活介護事業）があります。

今回は施設長の三井さんにお話を伺いました。

## ◇どんな方が利用されていますか？

障害福祉サービス受給者証に「生活介護」の支給がある方。利用の際は市役所、障害福祉課に相談して「受給者証」を発行して頂きます。現在は男女比、約 6:4 の割合で利用者が利用しています。

## ◇開所時間は？

月～金曜日（祝祭日除く）、10:00～15:00です。（送迎時間は除きます）

## ◇どんなところですか？

いずみ園には「生活自立コース」と「からだケアコース」があります。

生活自立コースは、①生産活動や社会参加をとおして、地域で生活していくための技術や知識を身につけること。②身体機能の維持を図ること（二次障害の予防）、を目的として活動を行っています。

「生活自立活動」では地域の清掃活動、また、「生産活動」や「健康体操」等を行っています。

からだケアコースは、①心身ともに健康の維持（二次障害の予防）を図ります。

②社会参加をとおして、地域の多くの人とふれあい、見ようとする力、感じようとする力を身につけること、を目的として活動を行っています。

「アロマテラピー・足浴」や「創作活動」、プロのマッサージ師が「マッサージ」等を行っています。

また、看護師の配置がある為、経管栄養、痰の吸引等の医療的行為が可能です。

最後に一言お願いします

まずはお気軽にご相談下さいね。

広い施設内では、それぞれの障がいの状況に応じたの活動を行っており、皆さんのびのびと過ごされていきました。取材時も、利用者の方の笑い声が聞こえてきたり、職員の人達と楽しそうに会話をしている姿が印象的でした。



社会福祉法人緑の会(運営主体) / いずみ園  
〒277-0042  
千葉県逆井341番地  
TEL: 04-7176-8085  
FAX: 04-7176-8087  
MAIL: izumien@technowave.ne.jp



# 「じんけん」ぽん

November

(2013. 11/ NO.115)

〔発行〕 社会福祉法人 生活クラブ  
柏市地域生活支援センター あいネット  
〒277-0004 柏市柏下 65-1 ウェルネス柏内  
TEL04-7165-8707 FAX04-7165-8709  
HP: <http://ai-net.a.la9.jp/>  
e-mail: [ainet@kazenomura.jp](mailto:ainet@kazenomura.jp)

## 平成25年10月連絡調整会議

H25・10/25(金)に連絡調整会議がありました。この会議はあいネットを所管している福祉活動推進課と年2回共催しています。あいネットが市役所の関係各課に対して業務内容の報告をすると共に、一つのテーマに対して情報交換を行い、あいネットの業務に生かしていく会議です。

今回のテーマは「生活困窮者自立支援法案」について。じんけんぽんでも何回か取り上げてきましたが、H27年度の制度化を目指している「生活困窮者自立支援法案」のモデル事業として、あいネットは柏市からの委託を受けています。H25・4「自立相談支援事業(必須事業)」、H25・10「就労準備支援事業(任意)」「家計再建支援事業(任意)」を行っています。(以下の「解説」参照)



### 〈解説〉

自立相談支援事業・・訪問支援を含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援。ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点としての機能

就労準備支援事業・・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練  
家計再建支援事業・・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援

会議では、就労準備支援事業についてのご意見が多く寄せられました。例えば、児童育成課からは、高校を中退し、定時に通っているが、昼間は行くところない方は対象になりうる。18歳以降に相談出来る場所がないので、若い人に知ってもらいたいのご意見がありました。また、松戸ハローワークからは就職する事が自立ではなく、その後のフォローの重要性についての話がありました。なかなか安定した仕事に就きにくい方は、就職する以前に問題を抱えている事が多々ある。例えば、障害やコミュニケーションの苦手さ等。そういった方々にいかに

仕事に定着していけるかが課題であるとの事でした。

その他には、広報の仕方についても様々なご意見を頂きました。広く市民の方々に知ってもらうためには、分かりやすい言葉や表現が必要である事。また、あいネットが始める事業が他のすでに存在する事業とどう違うのか(どう棲み分けをしていくのか)を示していく必要性があるとの事でした。

\* \* \* \* \*

H27年度の制度化に向け、現場では少しずつケースを重ねているところですが、色んな方々のご意見を頂きながら、モデル事業をただ漠然と行うのではなく、なぜ制度化させる必要があるのか、この事業を行う中でどんな効果が得られるのか、吟味と検討を重ねながら取り組んでいきたいと感じました。





# 第2回柏市自立支援協議会開催



みなさまは、柏市のホームページを見ることがありますか? 「自立支援協議会」というページが作成され、委員名簿や議事録、各部会の紹介などがUPされています。また、協議会開催のお知らせが広報かしわにも掲載されることになりましたので、傍聴される場合に日時場所が確認できます。

「自立支援協議会って何やっていのかよく見えない」を前提に、亀の歩みではありますが、少しずつ改善をしていきたいという思いでもありません。もっとタイムリーに今どんなことが検討されているかが伝えられるとよいのですが。

自立支援協議会は各部会の活動で成り立っており、それぞれの部会はまだその中でいくつかに分かれ、大変熱心に行われています。部会には全体会の委員全員が参加しているのではなく、特に当事者団体や家族会の方々は全体会で部会活動報告を受けながら意見交換を行う場となっています。また、部会は協議会委員プラスでほぼ固定メンバーで開催されていますが、そのもとに置かれている連絡会等は実務に携わっている人を中心に、広く参加ができるものもあります。

今回の全体会では、新委員の紹介から始まり、

- ①新設部会等の報告ー権利擁護部会・グループホーム等連絡会
- ②部会報告ー相談支援部会、はたらく部会、こども部会
- ③ノーマライゼーションかしわプラン策定に係る基礎調査について
- ④ノーマライゼーションかしわプラン進捗評価
- ⑤第8期障害福祉計画の実績について
- ⑥その他ー柏市聴覚障害協会から手話言語制定に向けての説明とパンフレット配布

などがありました。⑦についてのみ抜粋します。

「手話言語制定法」(全日本ろうあ連盟パンフレットから抜粋)

長い間、ろう学校では手話が禁止されており、授業だけではなくろう児同士が手話で話すことも禁じられていたという歴史があります。ろう児に日本語を習得させるために、発音し口の形を読み取る口話法教育が行われてきたのです。しかし、ろう児にとって補聴器等を使用しても話し声の理解や口形で話を理解することは非常に難しいのです。2011年に障害者基本法で言語に手話が含まれると改正されたことは大きな一歩です。

# あいネット就労支援準備室



「就職のこと、生活のこと、働くこと、自分のこと、悩みを抱えたあなたのための相談室」

をコンセプトに生活困窮者自立促進支援モデル事業『あいネット就労準備支援室』を10月1日より開所しております。

●あいネット就労準備支援室とは  
就労したいけど生活や体調に不安を抱え、なかなか仕事に就けない方に対して個別相談、応募書類作成、面接対策支援、コミュニケーション講座等の支援をおこなう機関です。

●対象者  
・対象年齢は65歳未満の方です。  
・就労経験が少ないあるいは離職期間が長く就職へ不安を感じる方。  
・パート、アルバイト就労しているが生活が苦しく転職を希望される方。  
・日常生活を送ることが困難な方、今後の生活に不安を感じる方。  
・昼夜逆転した生活を送っている等で生活習慣上の問題を抱えている方。  
・コミュニケーションなど社会で生きていく事に不安を感じている方。

●利用方法…お電話にてご予約ください



●相談料…無料  
\*但し、講座のテキスト代など実費相当を各自負担していただく場合があります。

●開所時間  
月・木・金 9時～17時  
火 13時～21時  
水 13時～17時  
※休み…土日・祝祭日・年末年始

〒277-0005  
千葉県柏市柏5-2-17  
あいネット 就労支援準備室  
電話…04-7162-5933  
FAX…04-7162-5944  
MAIL: ainet2@kazenomura.jp

●アクセス…JR柏駅東口から徒歩8分

お知らせ ◇こちらのコーナーへ掲載希望の方は、あいネット (電話: 04-7165-8707 FAX: 04-7165-8709) まで

講演名	日時	場所	費用	申込 問合せ先他
第18回千葉県障害者グループホーム講座 ①制度説明「グループホーム制度について」 ②シンポジウム「グループホームってこんな場所です」 ・社会福祉法人彩会ぼちぼちいこか 橋本論氏 ・ " 入居者 ・近隣にお住まいの方 ・松戸圏域障害者グループホーム等支援ワーカー	12/15 (日) 13:30~15:30 (開場 13:00~)	鎌ヶ谷市 総合福祉 保健セン ター6階 大会議室	無料 (定員100名)	問い合わせ先: 習志野圏域 / 047-487-2941 市川圏域 / 047-300-9500 松戸圏域 / 047-309-7677 野田圏域 / 04-7127-5367 申し込み: FAXか電話にてお申し込みください FAX: 04-7127-5367 (送信表不要) TEL: 04-7127-5366 (担当: 澤田) 締切: 12月6日(金)



しかし、手話を教育に導入することを定める法律はありません。日本語と手話の2つを対等に学べること、公共放送では音声言語と同様に手話による情報伝達があること、「いつでも、どこでも、どんな内容でも」対象となる手話通訳制度を求めて、手話言語法の制定を目指しているものです。

情報伝達(保障)は視覚の方も含め基本的な問題ですが、どちらも「いつでも、どこでも、どんな内容でも」十分に情報保障が行われているとは言えないことを、あらためて考えさせられました。